

UBE バドミントン部後援会規約

第1章 総 則

第1条

(名称) 本会は UBE バドミントン部後援会（以下本会）と称する。

第2条

(目的) 本会は UBE バドミントン部 OB 並びに後援会会員の相互の親睦を図ると共に、UBE バドミントン部（以下本部）の発展に寄与することを目的とする。

第3条

(構成) 本会は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した会員で構成する。

第4条

(事務局) 本会の事務局は UBE バドミントン部に置く。なお所在地は本会理事宅とする。

第2章 事 業

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本部の活動内容の会員への報告
2. 本部との親睦会、激励会、練習会、講習会。
3. 本部の発展に関する諸事業。
4. 会員相互の親睦行事

第3章 役 員

第6条

(役員) 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名	顧問	若干名
監査	2名	理事	若干名		

第7条

(役員を選出) 会長及び副会長、監査は理事会で選出し、総会の承認を得る。
理事は理事会で選出し、会長が委嘱する。

第8条

(役員の仕事) 会長は本会を代表し、会員を統括し、会議の議長を務める。
副会長は、会長を補佐し、会長の事故がある場合はその仕事を代行する。
監査は、本会の会計を監査し、総会で報告する。
理事は、理事会を構成し、会務を企画運営する。
理事は、会計を兼任する。

第9条

(役員の任期) 役員の任期は2年とし、3月に改選する。但し、再選を妨げない。

第4章 会 員

第10条

(会員) 本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員 目的に賛同して入会した UBE バドミントン部 OB 及び後援者とする。
2. 賛助会員 目的を賛助するために入会した個人及び団体とする。

第5章 会 議

第11条

(会議) 総会は正会員をもって構成し、毎年4月に開催する。理事は理事会を構成し、理事会で決議したことを報告する。

第12条

(理事会) 理事会は原則として年1回以上を開催し、会長が召集し下記について協議する。但し、会長が必要と認めたときは随時開催する。

1. 会の運営に関する企画。
2. 本会の予算・決算。
3. 規約の改正。
4. その他必要と認めた事項。

第13条

(決議) 理事会の審議は役員の過半数をもって決定する。
総会の審議は出席者の過半数をもって決定する。
なお、上記出席者については委任を含むものとする。

第6章 会 計

第14条

(会費) 会員は会費として毎年一口3,000円を会計年度末までに納入する。

第15条

(会計報告) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則1. この規約は平成24年 7月 2日から実施する。

- ② 平成25年5月1日 一部改訂
- ③ 令和 4年4月1日 一部改訂